

一般財団法人日本語教育振興協会
令和2年度事業計画

○ 基本方針

令和2年度事業計画の策定にあたっては、次の点を考慮して事業を推進する。

- 1 平成31年3月の理事会において、「検討委員会」（座長 山口修 京都文化日本語学校校長）の検討結果である「検討委員会報告（令和元年6月6日）」の指摘を踏まえ、日本語教育振興協会として今後中心となる事業として掲げられた「広報・研修・質保証」の事業に重点を置くとともに、事業の見直し、運営方法の改善を進める。
- 2 日本語教育の推進に関する法律が施行され、日本語教育機関の日本語教育の水準の向上及び日本語教育に従事する者の能力・資質の向上が明記されたことに伴い、評価事業・研修事業の一層の普及充実を図ることとする。
- 3 新型コロナウイルス感染症の対応について、関係省庁並びに各政党等に対して説明し、日本語教育機関の要望事項の実現を図るものとする。

I 日本語教育機関の水準向上のための取組

1 日本語教育機関の質保証のための評価事業の推進

- (1) 日本語教育機関の教育活動及び運営全般の質的水準の向上を図るため、質保証システムとして、教育活動評価事業（大項目10、小項目32）及び第三者評価事業（大項目15、小項目100）を実施する。
- (2) ISO29991（公式教育外の語学学習サービス—要求事項）の認証機関と連携し、当協会の第三者評価事業とISO29991の同時申請による認証取得を支援する。
- (3) 教育活動評価事業及び第三者評価事業の受審率向上を図り、質保証システムとしての評価事業の一層の普及・推進に努める。

2 日本語教育機関の水準向上のための研修会・研究会等の開催

- (1) 文化庁委託事業「2020年度日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業」を受託して、新任教員研修と主任教員研修の全国展開による普及に努める。
- (2) 日本語教育機関の役員、教員、事務職員を中心に、日本語教育の充実及び留学生の受入れ・生活指導等の向上を図るため、研修の見直し・改善を図り、以下の研修等を開催する。また、地区別研修等を推進する。

- ① 日本語教育機関トップセミナー
- ② 日本語学校教育研究大会
- ③ 日本語教育機関事務統括職員研修会

- ④ 生活指導担当者研修
- ⑤ 外国人材生活支援等担当者実務研修
- ⑥ 申請取次者講習会

II 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報提供

- (1) 当協会の各種活動や維持会員校の取組が広く社会に認知されるように、プッシュ型情報配信の活用など広報体制の見直しを行い、より充実させ、情報発信力・広報力の強化を図る。
- (2) ICTの活用により日本語教育機関及び日本語教育に関する最新情報を協会ホームページ及び「日振協ニュース」（電子版）の配信により情報提供の充実を図る。

III 日本語教育機関の支援事業

1 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の対応について、全国の日本語教育機関へ情報を発信するとともに関係省庁並びに各政党等に日本語教育機関の次の要望事項を説明し、その一部は実施されているが、今後引き続き、関係方面に働きかけ実現を図る。

- ① 感染拡大防止のための臨時休校
- ② 感染拡大防止のための留学生の自宅待機の告示基準上の取扱い
- ③ オンライン授業の実施
- ④ 在留資格認定証明書の有効期間の延長
- ⑤ 4月期生、10月期生の締切りの延長
- ⑥ 日本語教育機関の休業に伴う教職員、非常勤講師の休業手当・賃金の一部を雇用調整助成金による助成
- ⑦ 日本語教育機関への融資など支援措置の拡充
- ⑧ 日本語教育機関に対する国からの連絡体制の整備

2 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進・在籍管理

- (1) 留学生の適正な受入れを促進するため、内外の関係機関と密接な協議を行う。
- (2) 新たな中国の認証機関(中国教育部全国高等学校学生信息咨询与就业指导中心(CHSI))と合意に達したので、大学入学統一試験成績証明書等必要な認証項目について認証を実施する。

また、当協会とベトナム教育訓練省国際教育協力局との間で協定し実施しているベトナムの認証システムの一層の利用促進を図り、定着化を推進する。

- (3) 日本語能力試験の早期成績照会について、入国審査の手續が早期に行えるよう、(独)国際交流基金及び(公財)日本国際教育支援協会の協力を得て、実施する。
- (4) 日本語教育機関の告示基準の改正や出入国在留審査の厳格化の状況を考慮し、留学生の募集・選考、在籍管理等のより一層の適正化を促進する。

- (5) 留学生の福利厚生支援として、日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償、疾病補償」を促進し、加入希望者の取りまとめを行う。

3 日本語教育機関に関する調査・研究・開発

- (1) 日本語教育機関の実態調査については調査項目の見直しを行った上で実施し、その調査結果の概要を作成・配信する。
- (2) 日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を毎月点検し、指導する。

4 日本語教育機関と大学、専門学校、企業、地方公共団体、関係機関等との連携協力の推進

- (1) 大学、専門学校の関係団体と留学生の進学、日本語教育、在籍管理等について具体的な協議を進め、連携事業に取り組む。
- (2) 大学の日本語専攻学生の教育実習の受入れ及び学生交流を推進する。
- (3) 介護福祉士、技能実習生、特定技能外国人、定住者等の日本語教育について、関係各省、地方公共団体、企業及び関係機関との連携を推進する。

5 維持会員活動等に対する支援

- (1) 地区維持会員協議会を開催する。
- (2) 各地区維持会員協議会の活動に対して支援する。
- (3) 日振協ビジネス日本語準拠プログラムの基準に適合するプログラムを登録する事業を見直した上で進める。
母国等で大学を卒業した留学生が日本語教育機関で日本語を学び企業等に就職する者が急増していることから、日本語教育機関において就労するために必要な日本語のコミュニケーション能力の充実、企業等との連携及び情報の提供に努める。
- (4) 維持会員及び準会員の日本語教育機関における日本語教師の採用を支援するため、当協会ホームページの日本語教師求人情報ページを運用する。

IV その他目的を達成するために必要な取組み

1 政府並びに日本語教育推進議員連盟等への働きかけ

日本語教育の推進に関する法律の公布・施行に伴い、附則の検討事項(第2条)である日本語教育機関の制度の整備が、速やかに実現できるよう要望する。

2 会員の確保

維持会員、準会員及び賛助会員の更なる確保に努める。